



2026年7月13日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社  
(コード番号 5103 スタンダード市場)  
問合せ先 取締役 細野敦  
(TEL. 03-6550-9150)

## 当社が保有する子会社株式等についての処分禁止の

### 仮処分命令の発令に関するお知らせ

当社は、株式会社ウェッジホールディングス（以下「ウェッジ社」といいます。）及び株式会社日本橋本町菓子処（以下「日本橋本町菓子処」といいます。）を債務者として、東京地方裁判所に対し、当社が保有する子会社株式等について処分禁止の仮処分命令の申立てを行ってまいりましたところ、2026年7月13日、東京地方裁判所は、当社の申立てを認め、下記のとおり仮処分命令（以下「本仮処分命令」と総称します。）を発令しましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本仮処分命令の内容

###### (1) ウェッジ社を債務者とする仮処分命令

- ① 裁判所・事件番号 東京地方裁判所令和8年（ヨ）第1955号仮処分命令申立事件
- ② 当事者 債権者 当社 債務者 株式会社ウェッジホールディングス
- ③ 仮処分により保全すべき権利 株主権確認請求権及び株式引渡請求権
- ④ 仮処分命令の内容（主文の要旨）  
債務者は、下記⑤の各株式について、譲渡及び質権の設定その他一切の処分をしてはならない。
- ⑤ 対象株式
  - ア 株式会社日本橋本町菓子処 普通株式 13,077 株
  - イ 明日香食品株式会社 普通株式 4,032 株
  - ウ 昭和ゴム株式会社 普通株式 9,540 株
  - エ 株式会社ルーセント 普通株式 540 株

###### (2) 日本橋本町菓子処を債務者とする仮処分命令

- ① 裁判所・事件番号 東京地方裁判所令和8年（ヨ）第1956号仮処分命令申立事件
- ② 当事者 債権者 当社 債務者 株式会社日本橋本町菓子処
- ③ 仮処分により保全すべき権利 株主権確認請求権及び株式引渡請求権
- ④ 仮処分命令の内容（主文の要旨）  
債務者は、下記⑤の株式（振替株式）について、譲渡、振替若しくは抹消の申請又は取

立てその他一切の処分をしてはならない。

⑤ 対象株式

株式会社ウェッジホールディングス 普通株式 10,826,100 株

2. 本仮処分命令の発令に至る経緯

2026 年 6 月 25 日付「連結子会社からの借入に伴う連結子会社に対する子会社株式の担保提供に関するお知らせ」及び 2026 年 6 月 26 日付「連結子会社からの担保権行使通知書の受領、及び連結子会社の異動に関するお知らせ(連結子会社から持分法適用関連会社への異動)」のとおり、当社が保有する上記 1. の各対象株式については、当時当社の代表取締役として登記されていた此下竜矢が、ウェッジ社及び日本橋本町菓子処(此下竜矢は、当時、ウェッジ社の取締役会長及び日本橋本町菓子処の代表取締役を務めていました。)のために根質権を設定し、その実行により、ウェッジ社及び日本橋本町菓子処がそれぞれ各対象株式を取得したとされております。

しかしながら、此下竜矢は、千葉地方裁判所松戸支部令和 7 年 9 月 26 日判決(同裁判所令和 4 年(ワ)第 292 号事件)において、当社の取締役の地位及び取締役としての権利義務を有する地位のいずれも有しないことが確認された者です(同事件は現在控訴審係属中です)。

当社は、上記の各根質権設定契約は、当社を代表する権限を有しない此下竜矢によって締結されたものであって無効であり、各対象株式の株主は依然として当社であると判断しております。そこで、当社は、2026 年 6 月 30 日、東京地方裁判所に対し、各対象株式が第三者に処分されることを防止するため、処分禁止の仮処分命令の申立てを行い、本仮処分命令の発令に至ったものです。

3. ご留意いただきたい事項

本仮処分命令により、ウェッジ社及び日本橋本町菓子処は、各対象株式について、譲渡及び質権の設定その他一切の処分を禁止されております。

また、当社は、上記 2. のとおり、各対象株式の株主は依然として当社であると主張しており、今後、法的手続を通じて各対象株式に係る権利の回復を図る方針です。

したがいまして、本仮処分命令の発令後に、ウェッジ社又は日本橋本町菓子処から各対象株式の全部又は一部を譲り受け、又は各対象株式について質権その他の権利の設定を受けるなど、各対象株式に関する取引を行った第三者は、当社との関係において、その取得又は設定の効力を主張することができない可能性があります。当社は、本開示をもって、各対象株式について本仮処分命令が発令されている事実及び各対象株式の帰属について争いがある事実を広く公表するものであり、本開示の後に各対象株式に関する取引を行う者は、これらの事実を認識した上で取引を行ったものと評価され得ますので、十分にご留意ください。

4. 今後の見通し

当社は、各対象株式に係る権利の回復のため、本案訴訟の提起を含む必要な法的措置を講じてまいります。本件に関して今後開示すべき事項が生じた場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上